

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月22日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第24号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受給者証の交付申請）</p> <p>第3条 <u>条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする受給資格者は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。</u></p> <p>4 <u>受給者証の有効期間は、その者が受給資格者となった日（以下「開始日」という。）からそ</u></p>	<p>（受給者証の交付申請）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する子ども医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする者は、<u>子ども医療費受給者証交付申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証を添えなければならない。</u></p>

の者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第3条の2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「その者が受給資格者となった日」とあるのは「前回の有効期限の翌日」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

3 受給者は、受給者証の有効期間を満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第4条 受給者は、受給者証を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2及び3 <省略>

（助成の方法の特例）

第5条 条例第7条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

から まで <省略>

（子ども医療費の請求）

第6条 条例第7条第1項の規定により子ども医

（受給者証の再交付申請）

第4条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2及び3 <省略>

（助成の方法の特例）

第5条 条例第7条第2項に規定する特別な理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当ときとする。

から まで <省略>

（医療費の請求）

第6条 条例第7条第1項の規定により市長から

療費の支払いを受けようとする医療機関等は、子ども医療費請求書を市長に提出するものとする。

(子ども医療費の助成申請)

第6条の2 条例第7条第2項の規定により子ども医療費の助成を受けようとする受給者は、子ども医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

から まで <省略>

被保険者証、組合員証又は加入者証

受給者証

<省略>

(助成額の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、助成額を決定し、その助成額を当該申請者に通知しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条第1項に規定する受給資格者に該当しなくなったとき(子どもが条例第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)は、速やかに、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第8条の規則に定める事項は、次のとおりとする。

受給者又は子どもの氏名

受給者又は子どもの住所

条例第4条第1項において医療に関する給

支払いを受ける医療機関等は、子ども医療費請求書を市長に提出するものとする。

(医療費の助成申請)

第6条の2 条例第7条第2項又は第3項の規定により医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

から まで <省略>

被保険者証又は組合員証

受給者証(受給者証の交付を受けた場合に限る。)

<省略>

(助成額の決定)

第7条 市長は、前条第1項による申請があったときは、助成額を決定し、その助成額を当該申請者に通知しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに、子ども医療費受給者証交付申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第8条に規定する規則に定める事項は、次のとおりとする。

氏名

住所

条例第4条第1項に規定する医療に関する

<p>付を行う保険者、<u>共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者等」という。）</u>、<u>当該保険者等の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</u></p> <p><u>国民健康保険法による被保険者である子どもにあっては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者証の記号番号</u></p> <p>— <u>社会保険各法による被扶養者である子どもにあっては、子どもが被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者証若しくは組合員証の記号番号</u></p> <p>— <省略></p> <p>2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があったときは、速やかに、<u>子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届</u>に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p>	<p>給付を行う保険者若しくは共済組合、<u>当該保険者若しくは共済組合の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</u></p> <p><u>被保険者証又は組合員証の記号及び番号</u></p> <p>— <省略></p> <p>2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があったときは、速やかに、<u>子ども医療費受給者証交付申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届</u>に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p>
---	---

第2号様式中「子ども医療費受給者証交付申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届」を「子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給資格等変更・喪失届」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行の日において、9歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している子どもの保護者は、この規則の施行の前日に第3条に

規定する受給者証の交付申請をすることができる。